

人材開発支援助成金(コース共通)改正

令和8年4月8日からの変更点について

事業展開等リスキリング支援コース

eラーニングと通信制による訓練の1人1訓練当たりの経費助成の上限額が見直されます

見直し前		見直し後	
中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	15万円	10万円

- ・ 訓練の時間数にかかわらず、見直し後の上限額が一律で適用されます。
- ・ 通学制訓練・同時双方向型の通信訓練を、eラーニングの訓練・通信制の訓練と組み合わせた場合も見直し後の上限額が一律で適用されます。

人への投資促進コース

事業展開等リスキリング支援コース

定額制サービスによる訓練について、支給対象訓練、支給対象労働者の要件が変更になります

改正前

【支給対象労働者】 修了した訓練の標準学習時間が、支給申請時において1時間以上である者が対象
【支給対象訓練】 各支給対象労働者が修了した訓練の標準学習時間の合計が、支給申請時において10時間以上であること

改正後

【支給対象労働者】 修了した訓練の標準学習時間が、支給申請時において**10時間以上**である者が対象
※ 修了した教育訓練の標準学習時間が10時間未満の者は支給対象労働者に含めることができません。
【支給対象訓練】 **廃止**

【この変更により、申請書類の取扱いを見直しました】

- 定額制サービスによる訓練実施結果報告書(様式第8-5号)について、対象労働者の数が10人以上の場合は任意の10人分、10人未満の場合は全員分の提出が必要です。また、任意の10人分以外の者についても、労働局から書類提出を求める場合がありますので、事業所において整備、保管しておくことが必要です。
- 「教育訓練機関が発行する、受講時間が10時間以上である者の一覧表」の提出を求めることとし、これまで提出を求めていた対象労働者の修了証、LMS情報の写しは提出を不要とすることにしました。ただし、これらの資料について、労働局から提出を求める場合がありますので、事業所において整備、保管しておくことが必要です。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



全コース

申請事業主と密接な関係にある者との間の訓練実施に係る経費については、経費助成の支給対象になりません

・下図の「講師謝金」「施設・設備の借上費」「受講料」等が、経費助成の支給対象外の経費にあたります

■ 事業内訓練例



■ 事業外訓練例



上の例のほかにも、経費助成の支給対象にならない経費があります。詳細はパンフレット等をご確認ください。

教育訓練休暇制度

教育訓練休暇等付与コース

支給申請ができるタイミングを見直し、支給申請の迅速化を図ります

- ・この改正は令和8年4月8日より前に計画届を提出している事業主も対象になります
- ・「制度導入・適用計画期間」の初日から1年ごとに被保険者1人以上に休暇を付与する要件は廃止しました

改正前

制度導入・適用計画期間終了日(制度導入日から3年)の翌日から起算して2か月以内

改正後

制度導入・適用計画期間中に支給要件を満たした場合には、制度導入日から3年を経る前であっても支給申請を行うことができる

※ ただし、教育訓練休暇制度の定着および活用を図る観点から、制度導入日から3年を経る前の支給申請については、制度導入日から起算して6か月を経過した日の翌日から行うことができます。

【令和8年4月8日改正以降の申請例】

制度導入・適用計画期間: 令和8年5月1日～令和11年4月30日

→令和8年8月1日に支給要件を満たした場合

支給申請期間は令和8年11月2日～令和11年6月30日

申請手続き等に関する問い合わせ先

各都道府県労働局の助成金申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase_2.html

